

昨年来、中央では民主党の分裂から総選挙、政権交代があり、県民投票など、大きな政治変動が続く。しかしそれらの陰で地味に成立した法律がある。劇場法である。

正式には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」という。ふつう「コンサートホール」というところを「音楽堂」とするなど、いかにも官僚的で

あるものの、この法律の目的は

「劇場、音楽堂等の活性化」と「実演芸術の振興」によって「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会」を実現するというものだ。ただし、全面的に賛同したい。

この法律によつて国や自治体は従来の「ハコモノ行政」を転換し、実演芸術の充実のための環境整備に積極的に取り組むことが義務づけられた。

ところで実演芸術とは何か。文字通り実際の演技や演奏による芸術である。絵画や映画のように、不特定多数の人間が不特定多数の場所で繰り返し鑑賞するようなものではなく、特定の時

新潟国際情報大教授
越智 敏夫



おち・としお 1961年愛媛県生まれ。立教大学法学部卒。慶應大学大学院政治学博士課程修了。96年、新潟国際情報大学講師。2006年に教授。専門は現代政治理論。

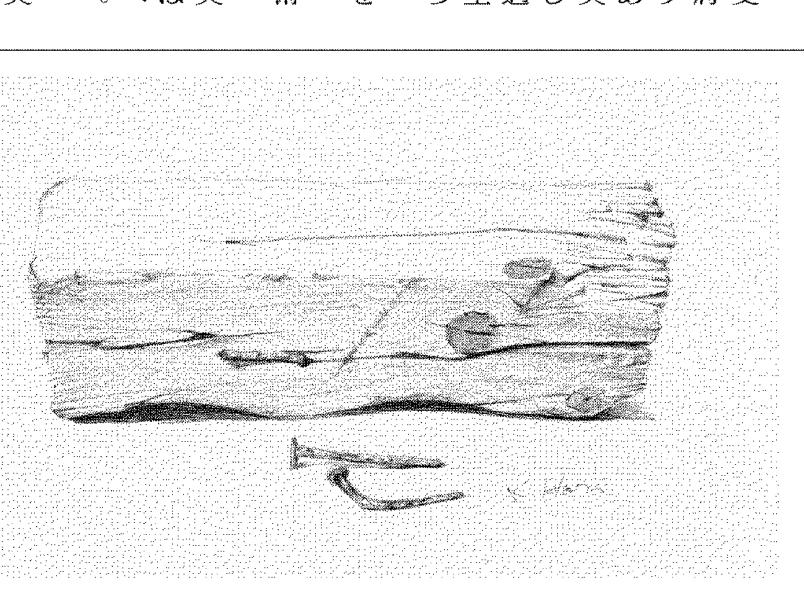
劇場法の成立

間に特定の場所のみで鑑賞されることは不可能である。

いわゆる「生もの」である。それは誰が現代の芸術を支えるのか。ヨーロッパでは政府入が歓迎されてこなった日本では、こうした実演芸術への公的補助は特に批判されることが多い。書画や彫刻など、收藏可能な芸術作品と異なり、演劇やコンサートはその場限りで消えてしまふからだ。それらへの公金使用はせいたくだということなのだろう。

しかし芸術、特に実演芸術はそれ 자체では経済的に自立できない。経済的価値と無縁などころで芸術は存立するからだ。売られるものだけを芸術とすることの不気味さについては、テレビの高視聴率番組を並べてみれば、それらが芸術とは無縁どころか敵対的できることから容易に想像できるだろう。

だからこそ近代以前の社会においては宗教組織や権力者がパトロンとなつて芸術を庇護していた。しかし現在の大衆社会で



よりよい社会をつくることに寄与する。それが私たち一般人が芸術に接する目的である。芸術がない。

は評論家のために存在するのでなく、ましてや芸術家自身たるものに血税を使うな」という批判があるのである。しかしそれは当然である。現代社会そのものが複雑で難解だから

だ。ましてやその社会と格闘す

る芸術がわかりやすくなるはずがない。

この点において、日本で唯一

の自治体によるダンスカンパニー

であるN.ois.mが新潟市に

存在し、県内各地で一見わけの

わからないダンスを披露しつづ

ける価値は、そこに投入される

税金の数百倍もの価値がある。

かしほんに、新潟県民にとっての僕達であ

とについて「こんなわけのわからぬのに血税を使うな」という手法の違いがあるものの、その背景に共通するのは芸術を集権的に担当する。それに対しアーティストでは各種の税制優遇措置をもとに企業やN.P.O.が主導となって援助している。こうした手法の違いがあるものの、

N.ois.mが新潟市に

おいては、そのための空間が劇場なのだ。そこでの体験によって人々は社会の特徴や問題について思い

おいては宗教組織や権力者がパ

トロンとなつて芸術を庇護していった。しかし現在の大衆社会で

をめぐらし、その認識を前提に